

## 被災者支援事業一覧

市では、地震や台風、突風等の災害発生に伴う、住宅の一部損壊などで生活に影響を及ぼす被害に対し、各種支援対策（特別な支援対策は災害ごとに判断・実施）を講じています。

制度に関する詳細については、各担当課へご相談ください。

### 1. り災（被災）証明書の発行

#### り災（被災）証明書の発行（危機管理防災課 内線 582・584）

【内容】市の支援策や保険請求など一部の手続きに必要なり災証明書を発行

【申請方法】窓口で配布する用紙に、被害状況のわかる写真を添付し、申請

※被害が多岐にわたる場合は現地調査を行うことがありますので、ご連絡ください。

【対象】市民・市内事業者など

### 2. 各種支援策

#### 税・料金の減免

##### ●固定資産税・都市計画税の減免（税務課 内線 137）

【内容】災害時の被害状況に応じ、著しく価値を減じた場合の家屋（半壊以上）に対する減免

【対象】市内の家屋

##### ●国民健康保険税の減免（保険年金課 内線 143）

【内容】被害状況に応じて国民健康保険税を減免

【対象】天災その他の災害により、所有する住居に全壊、半壊、全焼、半焼その他修復することが困難な損害を受けた世帯

##### ●後期高齢者医療保険料の減免（保険年金課 内線 197）

【内容】被害状況に応じて後期高齢者医療保険料を減免

【対象】①住宅の全壊（全焼・全流出）②大規模半壊（半焼）③半壊（半焼）④床上浸水、⑤家財又はその他の財産が消失、損壊などの被害を受けた場合（住宅半壊又は床上浸水相当の被害を受けた場合に適用）

※減免対象者の故意又は重大な過失による被災は対象となりません。

※住宅の被害割合は、損壊・焼失などした部分の延床面積に占める割合によることとし、り災証明書にて損壊・焼失面積が明示されている場合は、り災証明書に基づき認定します。

##### ●介護保険料の減免（介護福祉課 内線 713）

【内容】被害状況に応じて介護保険料を減免

【対象】①住宅の損壊がその延床面積の2割以上②住宅が床上浸水③家財その他の財産が焼失、損壊等の被害を受けた場合

※●の手続きは、り災証明書が必要となります。

<b>税・料金の減免</b>
○保育所保育料・副食費の減免（こども支援課 内線 716・717） <b>【内容】</b> 災害により異常な出費があり生計が困難になった場合に保育料または副食費を減額又は免除（副食費は公立保育所のみ） <b>【対象】</b> 市民
<b>その他の支援</b>
●災害見舞金、または災害弔慰金の支給 （社会福祉課・日本赤十字社埼玉県支部幸手市地区 内線 703 ） <b>【内容】</b> 災害による住宅の損壊（床上浸水や半壊以上）及び死亡や重傷を負った場合に災害見舞金又は災害弔慰金を支給 <b>【対象】</b> 災害により被害を受けた市民又は遺族
○勤労者への資金貸付（商工観光課 内線 592・593） <b>【内容】</b> 勤労者自ら市内に居住するための住宅の新築、増築、改修等を目的とした資金貸付 <b>【対象】</b> 市内在住または居住しようとする方で、同一事業所に2年以上勤務していることなど
○事業資金の融資（商工観光課 内線 592・593） <b>【内容】</b> 市内の中小企業者の経営安定を図ることを目的とした融資 <b>【対象】</b> 市内に事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいることなど
○各種相談（法律相談・行政相談 市民協働課 内線 173）（消費生活相談 内線 192） <b>【内容】</b> 法律相談（予約制）、行政相談、消費生活相談 <b>【対象】</b> 市民

### 3. 特別支援対策（災害ごとに判断して実施する対策）

<b>災害ごみの無料受け入れ（環境課 0480-48-0331）</b>
災害の発生状況に応じ、無料で受け入れる処理困難物のごみの種類が拡充されます。 ※災害が発生したときには、市からの情報をご確認ください。

※●の手続きは、り災証明書が必要となります。